

「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体による広報啓発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体による広報啓発事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、支援団体の取組の活性化、自治体以外の主体による孤独・孤立対策の取組や支援機関同士の連携・協働を進めていくため、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動（チラシ作成、講演会、ワークショップ、フォーラム等）を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業開始の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式ア及び様式イによるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式ウによるものとする。

3 知事は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、

仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式ア及び様式イによるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式エにより速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（提出書類の部数等）

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施 主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助対象経 費上限額	5 重要な変更
「とっとり 孤独・孤立 対策官民連 携プラット フォーム」 会員団体に よる広報啓 発事業補助 金事業	「とっと り孤独・ 孤立対策 官民連携 プラット フォー ム」会員 団体	支援団体の取組の活性化、自治体 以外の主体による孤独・孤立対策 の取組や支援機関同士の連携・協 働を進めていくため、「とっとり 孤独・孤立対策官民連携プラット フォーム」会員団体が行う孤独・ 孤立対策に関する広報活動・交流 活動事業に要する経費（報酬、報 償費、旅費、需用費、役務費、委 託料、使用料及び賃借料など）	2 / 3	30万円	(1) 本補助金の増 額を伴うもの (2) 本補助金の2 割以上の減額 を伴うもの

様式ア（第4条、第7条関係）

〇〇年度「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体による広報啓発事業
計画（報告）書

1 事業の目的等

（1）現状や取り組みたい（報告においては取り組んだ）課題

（2）原因と課題の解決策

2 事業の内容

（1）対象者（①事業の対象とする（した）者と②おおよその人数）

（2）実施者及び選定理由（補助・委託により、申請者直営以外で実施する（した）場合）

（3）実施時期（通年、特定の日時など）

（4）具体的な実施内容

3 事業を実施することで得られる（報告においては得られた）効果

4 補助金を活用した事業における目標（報告においては実績）（具体的な数値、定性的な変化など）

様式イ（第4条、第7条関係）

〇〇年度「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体による広報啓発事業
収支予算（決算）書

1 収入（単位：円）

	本年度計画(a) または 本年度実績(c)	昨年度実績(b) または 本年度計画(d)	差引(a-b) または 差引(c-d)	備考
県補助金				
その他 ()				
自己財源				
計				

2 支出（単位：円）

	本年度計画(a) または 本年度実績(c)	昨年度実績(b) または 本年度計画(d)	差引(a-b) または 差引(c-d)	備考
報酬				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃 借料				
計				

※実績報告時は、本書に記載の支出金額を確認できる書類の写しを提出すること。（領収書等）

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

補助金名	事業内容	問い合わせ先

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※仕入控除税額を補助対象経費に含めることができる補助事業以外の場合については、記載しなくてもよい。

様

職 氏 名

〇〇年度「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体による広報啓発事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体による広報啓発事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、『「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体による広報啓発事業』とし、その内容は、・・・・・・・・・・・・・・・・のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体による広報啓発事業補助金交付要綱（令和6年4月16日付第202400017608号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職 氏名

〇〇年度「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体による広報啓発事業
仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体による広報啓発事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 交付された補助金等の額の確定額
金 , 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 , 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 , 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 , 円
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式エ 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業者名
- 2 住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売 上対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法